

令和 5 年 2 月 2 0 日

事業者の皆様

京 都 市 上 下 水 道 局  
総 務 部 契 約 会 計 課

## 設計業務委託等技術者単価の改定及び特例措置の実施について

当局では、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」といいます。）が決定されたことを受けて、同単価を改定し、原則として令和5年4月1日までに新技術者単価で積算した入札へと移行するとともに、改定前の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」といいます。）の特例措置を実施することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 特例措置の対象

特例措置の適用対象は、「令和5年3月1日以降に契約を締結する設計業務委託等のうち、旧技術者単価で予定価格を積算しているもの」とします。

#### 2 協議の請求

特例措置の協議の請求は、書面（様式）により行うこととし、令和5年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

請求期限は、当該設計業務委託等の契約締結の日から30日以内とします。履行期限が年度内の設計業務委託等については、速やかに請求してください。

協議の請求先は、対象の設計業務委託等の担当課とします。

#### 3 請負代金額の変更

変更後の業務委託料は、次の式により算定します。

変更後の業務委託料＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次の額を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

#### 4 適用している技術者単価の判断方法

令和5年3月31日までの入札公告の設計業務委託等は、全て旧技術者単価を適用します。

令和5年4月1日以降の入札公告の設計業務委託等は、原則として新技術者単価を適用します（例外的に旧技術者単価を適用するものは、設計図書及び入札公告にその旨明記します）。

## 5 適切な賃金水準の確保

業務委託料の変更協議により、変更契約することとなった設計業務委託等については、技術者への適切な賃金水準を確保するため、技術者への賃金水準等の引上げを要請します。